

P T A 等共済だより

第12号
2014/1/31発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 一般社団法人富山県高等学校安全振興会の公益認定

平成25年12月18日一般社団法人富山県高等学校安全振興会からの公益認定申請に対して、富山県公益認定等審議会から、公益認定の基準に適合するとの答申が出されました。

当法人の共済制度は、いわゆるセンター上乘せ型の補償であり、学校管理下の生徒のみを対象とする共済団体の公益認定としては、全国初ということになりました。P T A 等共済法に基づく共済事業の公益性が認められたこととなります。これから公益認定申請を行う共済団体にとって、P T A 等共済室にとっても、大変喜ばしい知らせになりました。

<現在の公益認定の状況>

青少年教育団体・・・全国子ども会連合会、ボーイスカウト日本連盟（公益認定後に共済事業の認可）
P T A ・安全互助会・・・富山県 P T A 親子安全会、富山県高等学校安全振興会

公益法人のメリットについて、簡単に整理しておきたいと思います。例えば、特例民法法人から一般法人へ移行した法人の場合は、受取利子等の非課税が受けられないため、移行後は、収入面で減少することになります。今後の収支予算では、それを考慮していく必要があります。

(メリット)

税制優遇措置（寄附金控除、登録免許税、源泉所得税、受取利子等、印紙税など）が充実している。

社会的信用力が一般社団法人や一般財団法人に比べて優れている。

富山県では、2団体ともに公益認定

■ 一般財団法人山梨県高等学校安全互助会の共済事業の認可

平成25年12月12日一般財団法人山梨県国高等学校安全互助会が P T A 等共済法第3条に基づく共済事業の認可を受けました。今年度に予定されていた認可は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に続き、2番目の認可であり、これにより、共済団体は、全国で23団体となりました。法人概要や主な補償内容は次のとおりです。

<法人概要> 法人設立：平成25年8月1日 団体の種別：特定関係団体 準備金：1,000万円

<主な補償の内容>

- ①死亡共済金【最大5,000,000円】学校の管理下において死亡したとき
 - ②後遺障害共済金【最大5,000,000円（障害等級による）】学校の管理下における活動中の災害により、身体障害の状態（後遺障害）となったとき
 - ③医療共済金【最大100,000円】学校の管理下における活動中の災害により、入院又は通院したとき
 - ④特別給付金（香料）【50,000円】学校の管理下か否かにかかわらず、生徒が死亡したとき（一般会計）
- ※①～③については、独立行政法人スポーツ振興センター（以下、「センター」）が災害給付を行った場合に限り給付する。
- ①・②については、センターが減額して支給した場合その減額率に準じて給付する。
 - ③については、センターの給付額に応じ別表で定めた額を給付する。



■ FAQ Q1：共済規程の変更を考えています。どのような手続きを踏む必要がありますか？

A1：共済事業を開始してから1～3年経つ頃かと思います。不明確な記載や解釈が分かれる部分等は見直しが必要になります。共済規程は、認可申請時に行政庁の審査を受けているものですが、変更する場合も行政庁の認可が必要になります。また、その策定及び変更には、社員総会又は評議員会で決議することが必要であり、議事録を添付する必要があります。団体内での検討や決議から行政庁の認可まではかなり時間を要するものと思います。社員総会や評議員会の開催時期等も考慮した上で、早めに行政庁と相談することが必要です。

（注意）共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものについては、定款で、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しないものとすることができます。この場合、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の周知の方法を定款で定めておく必要があります。

Q2：もうすぐ、年度末になります。共済事業特有の事務処理はありますか？

A1：年度末には、責任準備金や支払備金等の積算及び積立てがあります。責任準備金の算定にあたっては、加入者数の人数（途中加入や脱退も含む）の把握が必要になってきます。純掛金の総額を求め、その一定割合（50/1,000）を積立てる必要があります。また、年度末までの契約に向けて、パンフレットやチラシの作成や各地区での説明会を実施している法人もあるかと思います。次年度に行う安全普及啓発活動の年度開始前までの届出、Q1のように共済規程を変更する場合の社員総会や評議員会の準備も必要かと思います。

■ おしらせ

次号の発行は、
2月下旬。

- ・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。法人内の役員向け、単位 P T A 向け、事務職員向けと、内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせ対応しております。
- ・ P T A 等共済法、認可申請までに必要な事項、認可後の内部管理態勢構築、研修会への講師派遣の御要望がある場合は、お早めに御相談ください。
- ・安全普及啓発活動の事例の投稿を心よりお待ちしております。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽に P T A 等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人 沖縄県高等学校安全振興会（共済事業の認可日：平成25年2月1日）



沖縄県高等学校安全振興会
事務局の皆さん

ユイマールの心で

沖縄にはユイマールと呼ばれる風習があります。これはサトウキビの収穫や屋根葺きなど家族だけでこなすには厳しい仕事を「結」（共同、協働）で回していく「相互扶助」の活動で、共済事業と気脈を同じくする活動です。

今回、共済事業を俯瞰できる立場になって感じることは、事務局に提出される治療費請求額が結構多額であり、幅広く薄い負担が災害にあった生徒、家族の支援になっていることの実感です。沖縄の県民所得が全国最下位で東京都の半分にも満たないなかで、他県と同じような頻度で発生しており、治療費を要する災害に対して安全振興会の果たす役割の大きさを痛感しているところです。

本会は平成25年4月、一般社団法人として再出発を果たしましたが、その移行作業の中で、前任者が体調を崩し職を辞する事態が起きました。事務引き継ぎもなく先が見えない中での業務開始でした。まず、取り組んだことは「安全振興会のしおり」づくりで、全国の事務局（埼玉県高等学校安全振興会）から資料提供を受け、作成と並行して業務の理解を深めて参りました。そして現在、文部科学省のPTA等共済室のご指導を受け、共済業務のさらなる理解と諸規程等の整備に鋭意努めるとともに、ユイマールという互助の気風を広め、安心して生徒が高校生活を送る共済事業の展開を念じつつ業務を遂行している日々です。

（事務局次長：崎原盛吉）

青森県高等学校安全互助会
の研修会の様子

PTA等共済室の動き

- 1月20日（月）一般社団法人埼玉県PTA安全互助会の共済等説明会に参加。（さいたま市）
- 1月24日（金）一般財団法人青森県高等学校安全互助会研修会に参加。県教委担当者も含め研修を行い、諸課題への取り組みについて話し合いました。（青森市）



■ 平成25年度第2回PTA等共済事務担当者会議の開催

事務担当者会議の参加申込を締め切りました。自治体担当者15名、団体役職員43名の参加申込がありました。ありがとうございました。座学による講義だけでなく、外部講師を招いての講義、実習等、少し工夫した内容でお届けする予定です。質疑応答や参加者同士の情報交換の時間もしっかり確保していく予定です。内容的には、認可後の適正業務(団体)や監督(自治体)に関する事項を中心とし、認可申請や法律成立までの経緯等については省略させていただく予定です。

①自治体向け・・・平成26年2月6日(木)13:00～17:10

②共済団体向け・・・平成26年2月7日(金)13:00～17:10 会議後(18:20～20:20)情報交換会の予定。

※ 認可申請を御検討中の団体は、個別に御相談くださいますようお願いいたします。しっかりと対応させていただきます。

■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、法等に係る事務処理～(監督指針P34～48最終回)

◆**法等に係る事務処理**…認可審査基準については法第7条、共済規程の審査基準については施行規則第11条に規定されているところではありますが、より具体的な審査基準を示しているものが監督指針です。監督指針には、審査上の留意点、確認のポイント、標準処理期間等を記載しており、これらに基づいて各項目を一つずつ審査していきます。

※「共済規程等に係る審査上の留意点等について（平成23年1月）」は監督指針の策定に伴い廃止となりました。

上記の他に、認可後に必要な共済事業において安全普及啓発活動等を行う場合の届出、共済会計の他の会計への資金運用等の許可、共済会計における見舞金等支給業務の実施の承認の審査上の留意点、並びに標準処理期間について記載しています。

◆**行政指導等を行う際の留意点等**…共済団体に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとしています。

◆**行政処分等を行う際の留意点**…本省が共済団体に対して行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第19条に基づく共済規程の変更命令、②法第19条に基づく業務改善命令、③法第19条に基づく業務停止命令、④法第20条に基づく認可の取消し等があり、それらの発動に関する基本的な事務の流れを例示しています。



■ **編集後記** 新年あけましておめでとうございます。平成26年も、PTA等共済室そしてこの「PTA等共済だより」も引き続き、よろしく願いいたします。さて、私は、毎朝、最寄り駅のキオスクで新聞を買い、長い通勤時間に、隣の人に迷惑しないように縦2つに折って、それを読んでいます。自宅配達をしてもらっていないので、家族はいつも半日遅れで新聞を読むこととなります。最近、電車の中で新聞を読む人が少なくなったような気がしています。新聞社各社ともホームページでのニュース提供や電子版の提供等があり、スマートフォンやタブレット端末で簡単にその日のニュースを見ることができるようになりました。私も一時は、無料の新聞サイトを見たり、ポッドキャストでのニュースを毎朝ダウンロードして聞いていたことがありますが、その時は聞いて納得するのですが、記憶には残りにくい、文章が書けなくなるという感想を持ち、改めて紙の新聞に戻したことがありました。新聞は、わずか百数十円のものですが、様々な情報が掲載され、テレビニュースを見るだけでは身に付くことのできない価値の高いものであると思います。我が子にも、是非新聞を読んでもらいたいと願います。

寒い日が続き風邪や食中毒も流行っています。栄養と睡眠、手洗いうがいのが肝心です。（PTA等共済室：吉谷）